

議会運営委員会

日 時 平成29年11月27日（月） 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 12月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 11月27日（月） 告示第 号
- (2) 開 会 12月 4日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概要……………別添

3 12月定例会日程（案）について【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限……………12月 4日（月）正午
○一般質問順序 ①公明党 ②新清流会 ③緑風会 ④共産党
- (2) 請願書提出期限……………12月 4日（月）午後5時
- (3) 質疑通告期限……………12月12日（火）本会議終了時
- (4) 意見書等提出期限……………12月20日（水）午前10時
- (5) 討論通告期限……………12月21日（木）午後4時
○市民憲章唱和……………12月12日（火）午前9時50分～
※唱和代表 小松議員

4 開会日（12月4日）議事日程について

- 諸報告（地方自治法第180条(2)件）、監査、理事者出席要求）
- 第1 会議録署名議員指名（奥村議員、並河議員）
- 第2 会期決定
- 第3 第1号議案から第16号議案（提案理由説明）

5 一般質問について

- (1) 通告書
○事務局へメール送信
- (2) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (3) 会派内質問順序 ※12月1日（金）までに事務局へ

6 陳情・要望について

- (1) 福島第一原発事故被災者への健診保障を求める陳情書提出について【別紙No.2】
- (2) 安全・安心の医療・介護を守り実現するための診療報酬・介護報酬の改善を求める陳情【別紙No.3】

7 政務活動費について

8 その他

- 写真撮影許可申請（市政記者クラブ、秘書広報課）
- 本日（11月27日）の会議予定
 - 午後～ 会派会議
 - 午後3時 全員協議会（財政状況報告）
 - 終了後～ 広報広聴会議、広報部会
- 今週の委員会予定
 - ・環境厚生常任委員会 12月1日（金）午後1時30分（意見交換会及び月例）
 - ・産業建設常任委員会 11月30日（木）午前10時（月例）
- 次回の議会運営委員会
 - ・事前調整 12月11日（月）午後1時30分
 - ・議会運営委員会 12月12日（火）本会議終了後

平成29年12月議会定例会日程表（案）

日	曜日	日 程	備 考
11/24	金	10:00 ～ 市長・議長議案調整 11:00 ～ 議運事前調整	議案の概要
25	土		
26	日		
27	月	<定例会招集告示> 10:00 ～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 午後 会派会議 15:00 ～ 全員協議会 終了後～ 広報広聴会議、広報部会	議案の概要 議案
28	火		
29	水		
30	木	10:00 ～ 産業建設常任委員会（月例） 13:30 ～ 議員団研修	
12/1	金	13:30 ～ 環境厚生常任委員会（意見交換会、月例）	
2	土		
3	日		
4	月	10:00 ～ 【開会、署名議員、会期、提案理由】 <12:00 一般質問通告期限> <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査、出席 要求、提案理由
5	火		
6	水		
7	木		
8	金	10:00 ～ 桂川・支川対策特別委員会	
9	土		
10	日		
11	月	13:00 ～ 市長・議長議案調整 13:30 ～ 議運事前調整	議案の概要（追加）
12	火	10:00 ～ 【一般質問】 <本会議終了時 質疑通告期限> 本会議終了後 議会運営委員会・幹事会	議事日程 議案の概要（追加）、 議案、付託表、請願文 書表
13	水	10:00 ～ 【一般質問】	議事日程
14	木	10:00 ～ 【一般質問、提案理由、質疑、付託】	議事日程、提案理由
15	金	10:00 ～ 総務文教常任委員会（予定）	
16	土		
17	日		
18	月	10:00 ～ 環境厚生常任委員会（予定）	
19	火	10:00 ～ 産業建設常任委員会（予定）	
20	水	（委員会予備日） <10:00 意見書案提出期限>	
21	木	11:00 ～ 市長・議長議案調整（人事議案） 13:00 ～ 議運事前調整 13:30 ～ 議会運営委員会・幹事会 会派会議 <16:00 討論通告期限>	意見書案、（人事議案）
22	金	10:00 ～ 各常任委員会（委員長報告の確認） 議運事前調整 議会運営委員会（幹事会）、会派会議 午後 【委員長報告～採決、閉会】 本会議終了15分後 わがまちトーク役割決定（全協室）	議事日程、意見書案、 審査報告

【 】内は本会議

会期：19日間



平成29年9月14日受理

(郵送)

2017年9月12日

亀岡市議会 御中

福島第一原発事故被災者への健診保障を求める 陳情書提出について

避難者健診実行委員会
委員長 河本 一成

拝 啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より住民の医療・福祉施策の充実に向けてご尽力いただいておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、医療機関や避難者、医療団体で構成している避難者健診実行委員会におきまして、民間での健診を含めた、福島第一原発事故被災者の健診保障の充実を願い、

一 将来、国民への健診に甲状腺エコーを組み入れることも視野に、福島県民健康調査の対象外であっても原発事故の影響を心配される方々に対し、甲状腺エコー検査および、血液検査・尿検査などの健診の場を公的責任で設けるよう国に対し意見してほしい。

一 福島県民健康調査の対象となっても、上記健診の機会は保障してほしい。

一 国の公的保障が確立するまでの間、健診受診を希望する人たちに対し、千葉県柏市や我孫子市、松戸市をはじめすでに実施している自治体にならい、民間健診に対する補助制度を創設してほしい。

をを求める陳情書を提出させていただきます。

ぜひとも、貴議会におかれまして、当意見書が可決されますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

ご質問やご不明な点等ございましたら

京都府保険医協会（担当事務局：二橋^{ふたはし}） TEL 075-212-8877 FAX 075-212-0707
e-mail futahashi@hokeni.jp までご連絡ください。

福島第一原発事故被災者への健診保障を求める陳情書

【陳情項目】

- 一 将来、国民への健診に甲状腺エコーを組み入れることも視野に、福島県民健康調査の対象外であっても原発事故の影響を心配される方々に対し、甲状腺エコー検査および、血液検査・尿検査などの健診の場を公的責任で設けるよう国に対し意見してほしい。
- 一 福島県民健康調査の対象となっても、上記健診の機会は保障してほしい。
- 一 国の公的保障が確立するまでの間、健診受診を希望する人たちに対し、千葉県柏市や我孫子市、松戸市をはじめすでに実施している自治体にならい、民間健診に対する補助制度を創設してほしい。

【陳情趣旨】

福島第一原発事故より丸6年が経過しました。6月9日に開催された福島県の第27回「県民健康調査」検討委員会・第7回甲状腺検査評価部会では、本格検査の第2回目の結果概要が出されており、検診の対象者は約38万人。うち受診者は27万人（受診率71.0%）で、本格検査では71人が甲状腺がんの「悪性ないし悪性疑い」と判定され、このうち、49人が手術を実施。乳頭がん48人、その他の甲状腺が1人という結果になっています。すでに先行検査で116人が甲状腺がんの「悪性ないし悪性疑い」と判定されており、102人が手術を実施しています。

福島県は、先行検査の結果について「わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い甲状腺がんが発見されている」としながらも、放射線の影響とは考えにくいと評価していますが、本当にそう言い切ってしまうのでしょうか。

京都に避難してきている方で、福島県民健康調査の対象にならない人はもちろん、対象になる人であっても健康不安から年に1度は健診を受けたいという要望が医療機関等に寄せられており、これに応えようと医療機関や避難者などによる実行委員会が主催して、年に1度、震災時18歳未満の子どもを対象とした避難者健診を開催しています。本来は自己負担6500円の健診ですが、有志による寄付や一部助成金を活用、実行委員会からの持ち出しで受診者からは徴収していません。現在までに開催費用として400万円の費用を捻出しています。また、この健診は子ども対象で大人の健診まではフォローできておらず、大人の健診についても集団健診を開催してほしいとの要望には応えられていません。ついては、継続して健診活動が継続できるよう、また、住宅や教育、地元と避難先の二重生活による家計の圧迫など避難者、被災者にいろいろな負担がかかる中、せめて医療においては、公的責任において保障してほしいと考えています。

つきましては貴自治体におかれましても、「福島第一原発事故被災者への健診保障を求める意見書」等を議会において採択いただき、地方自治から住民の健康を守る声をあげていただきますよう、ここにお願い申し上げます。

2017年9月12日

亀岡市議会議員 湊泰孝 殿

陳 情 人 : 避難者健診実行委員会 委員長 河本一成

陳情人住所 : 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 637

インターワンプレイス烏丸6階 京都府保険医協会 気付

電 話 : 075-314-5011 ファクシミリ : 075-314-5017

福島第一原発事故被災者への健診保障を求める意見書（案）

福島第一原発事故より丸6年が経過した。6月9日に開催された福島県の第27回「県民健康調査」検討委員会・第7回甲状腺検査評価部会では、本格検査の第2回目の結果概要が出された。健診の対象者は約38万人。うち受診者は27万人（受診率71.0%）で、本格検査では71人が甲状腺がんの「悪性ないし悪性疑い」と判定され、このうち、49人が手術を実施。乳頭がん48人、その他の甲状腺がん1人という結果になっている。すでに先行検査で116人が甲状腺がんの「悪性ないし悪性疑い」と判定されており、102人が手術を実施している。

福島県は、先行検査の結果について「わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い甲状腺がんが発見されている」としながらも、放射線の影響とは考えにくいと評価しているが、本当にそう言い切れるのだろうか。

ICRPは、被ばく線量が少ないとしてもリスクは存在するとしている。我々は個々人の健康を守る観点からも、被ばくの影響を推し量る観点からも、健診活動が今何より重要だと考えている。については、国に対し次のとおり要望する。

記

1. 将来、日本に定住する全ての人への健診に甲状腺エコーを組み入れることも視野に、福島県民健康調査の対象外であっても原発事故の影響を心配される人々に対し、甲状腺エコー検査および、血液検査・尿検査・心電図・眼科検査などの健診の場を公的責任で設けること

2. 福島県民健康調査の対象となっても、上記健診の機会は保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣



亀岡市議会

議長 湊 泰孝 様

京都医療労働組合連合会

執行委員長 松本 隆雄



安全・安心の医療・介護を守り実現するための 診療報酬・介護報酬の改善を求める陳情

【陳情趣旨】

地域住民の安全・安心の医療・介護を実現していくためには、医療職や介護職などのマンパワー確保は不可欠であり、そのためにも、サービス提供の現場である病院や特養などの安定的な経営が大変重要です。

しかし、先ごろ公表された独立行政法人福祉医療機構による2016年度病院経営状況分析によれば、一般病院の経常利益率は0.7%と1%を割り込み、前年度の1.5%からほぼ半減し経営は大きく悪化しています。

また、厚労省の2017年度介護事業経営実態調査では、特養ホームの収支差率も、前回13年度調査の8.6%から1.6%に急落する厳しい状況です。

病院や特養でこのような経営状態が続けば、医療・介護現場には、収支改善を優先した「効率化」や「合理化」が強いられることになり、スタッフの多大な疲弊や、医療・介護の荒廃をももたらしかねません。深刻な人手不足の最大の要因となっている劣悪な賃金・労働条件についても、さらなる悪化に拍車をかけることにもなりかねず、速やかな改善が求められる状況にあります。

ところが、2018年度の診療報酬や介護報酬の改定に関し、財務省は、診療報酬「2%台半ば以上」のマイナス改定や、介護報酬のマイナス改定を主張しています。もしも、このような大幅なマイナス改定が行われるなら、今でも厳しい病院や特養の経営を直撃し、経営の破綻や、地域の医療・介護に崩壊の危機をもたらすことにもなりかねません。

地域で高まる医療・介護ニーズに十分に対応できる、医師・医療スタッフ、看護職員・介護職員など、医療・介護マンパワー確保のためにも、悪化する医療・介護経営の改善こそ急務であり、そのための診療報酬と介護報酬の大幅な改善が求められています。つきましては、貴議会として国に対し、以下の意見を上げていただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 2018年度改定に際し、診療報酬・介護報酬のマイナス改定は行わないこと。
2. 安全・安心の医療・介護サービスを実現する医師・看護師・介護職員等の大幅増員を実現するよう、診療報酬・介護報酬を改善すること。

以上

医療・介護施設の経営改善と医療・介護従事者の確保に資する

診療報酬、介護報酬の改善を求める意見書（案）

独立行政法人福祉医療機構による２０１６年度病院経営状況分析によれば、一般病院の経常利益率は０．７％と１％を割り込み、前年度の１．５％からほぼ半減している。

また、厚生労働省の２０１７年度介護事業経営実態調査では、特養ホームの収支差率も、前回調査の８．６％から１．６％に急落している。

このような経営状態が続くことは、従事者に多大な負担と疲弊をもたらし、ひいては、医療・介護の荒廃につながるものが危惧され、また、深刻な人材確保難の要因となっている賃金等の悪化に結び付くことも懸念される。

高まり続ける医療・介護ニーズに対応してマンパワーを確保していくためにも、病院や介護施設の経営の現状の速やかな改善が求められる。については、２０１８年度の診療報酬・介護報酬改定は、経営危機と地域医療の荒廃を拡大するマイナス改定ではなく、安全・安心の医療・介護サービスを実現するマンパワー確保に資するものとなるよう、国の責任において改善することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条により、意見書を提出する。

平成２９年 月 日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

亀岡市議会議長

**マイキープラットフォーム実証事業
自治体ポイント『京都・亀岡ポイント』の開始について**

マイナンバーカードのＩＣチップ（マイキー部分）を活用して国が進めるマイキープラットフォーム実証事業が９月２５日から開始しています。

今回亀岡市においても自治体ポイント『京都・亀岡ポイント』を設定し１２月１日からかめまるマートで実証事業を開始します。

※『京都・亀岡ポイント』（自治体ポイント）とは

マイナンバーカードのＩＣチップ（マイキーＩＤ）を利用し、クレジットカードのポイントやマイルを、自分の指定する自治体ポイントに交換し、「１ポイント＝１円分」として、地域の商店やオンライン通販サイトで使用することができるポイントです。

1. 事業内容

『京都・亀岡ポイント』が『かめまるマート』での商品購入に利用できます。

2. 事業開始日

平成２９年１２月１日

3. ポイントを利用できる場所

かめまるマート（ＪＲ亀岡駅観光案内所物産店）

4. 『京都・亀岡ポイント』の利用方法

(1) 『京都・亀岡ポイント』に変換できるポイント

三菱ＵＦＪニコスカード、三井住友ＶＩＳＡカード
ＪＣＢカード、セゾンカード、ＵＣカード、オリコカード
ＪＡＬマイル、ＡＮＡマイル、ｄポイント、サイモンズ、
関西電力、中部電力

(2) ポイントの交換手順

- ①マイナンバーカードが必要です。
- ②マイキーＩＤの作成
- ③ポイント会社のポイント交換サイトで、『京都・亀岡ポイント』に交換

(3) ポイントの利用方法

- ①かめまるマートで購入する商品を選ぶ。
- ②レジで『京都・亀岡ポイントを利用』と伝える。

- ③端末に付属のカードリーダーにマイナンバーカードを差し込む。
- ④端末に利用可能なポイントが表示されるので、利用ポイントを指定する。
- ⑤利用ポイント分が減算される。

5. マイキープラットフォーム実証事業の事業目的

マイナンバーカードの活用による住民の利便性向上と地域経済の活性化

6. その他

- ・実証事業は、平成30年度末まで継続されます。

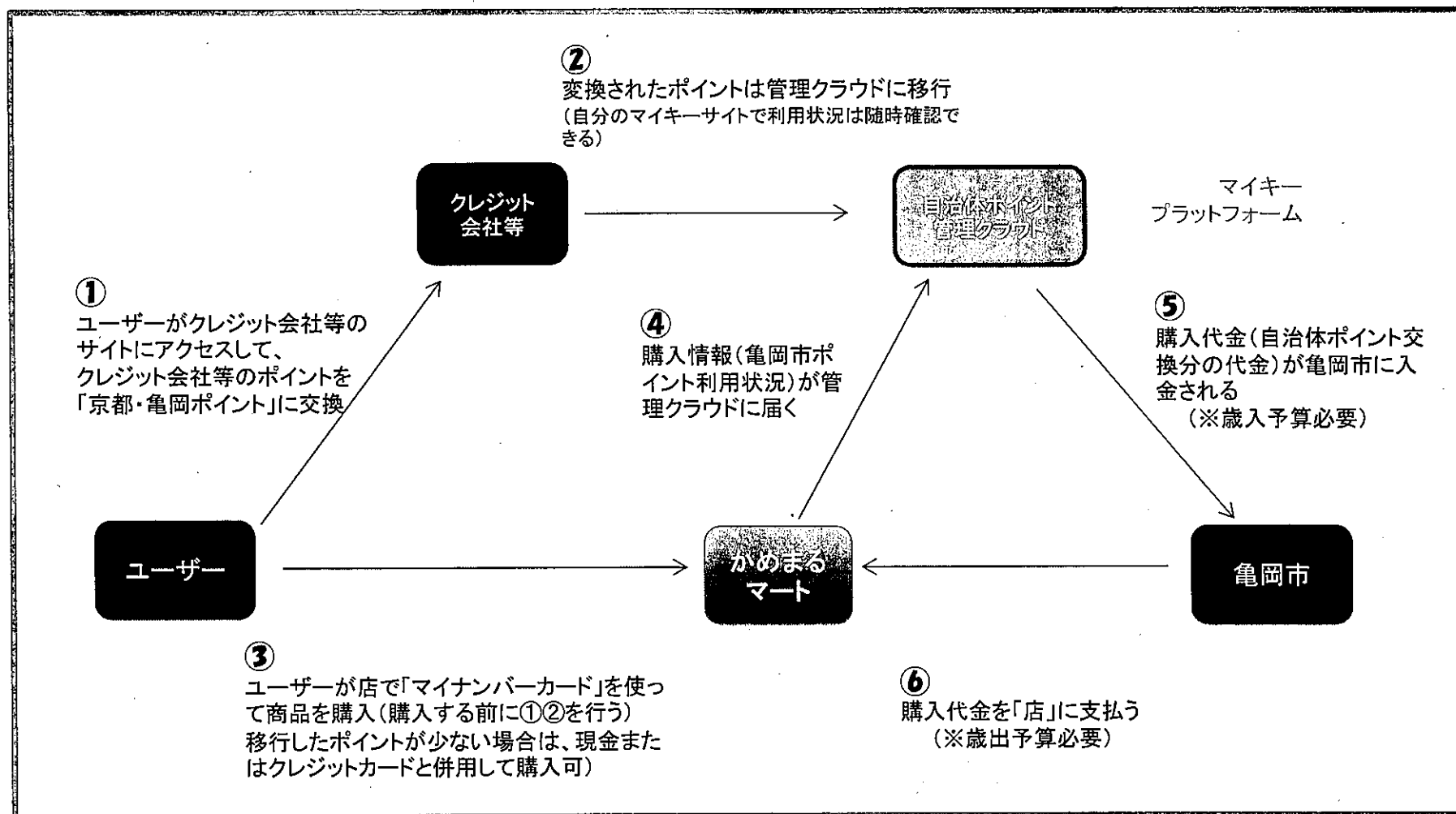
「マイキープラットフォーム」フロー図（12/1亀岡市実証事業開始）

（例. かめまるマートで、マイナンバーカードを利用して商品を購入された場合）

○マイキーとは・・・マイナンバーカードの公的個人認証機能。

（※1）

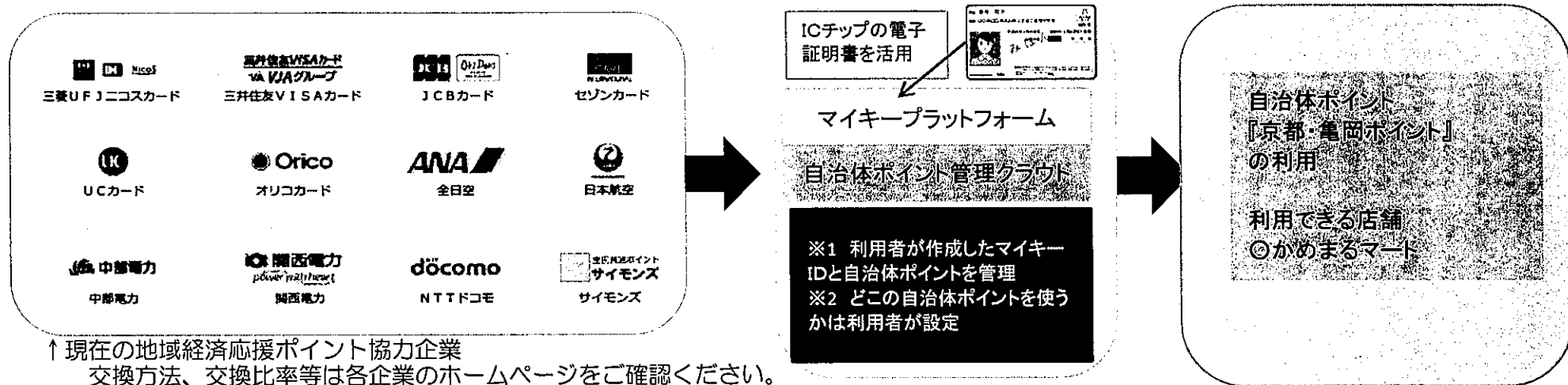
京都・亀岡ポイントが利用できる「店」は、あらかじめ市が選定して総務省に申請し、ID・パスワードを付与された商店



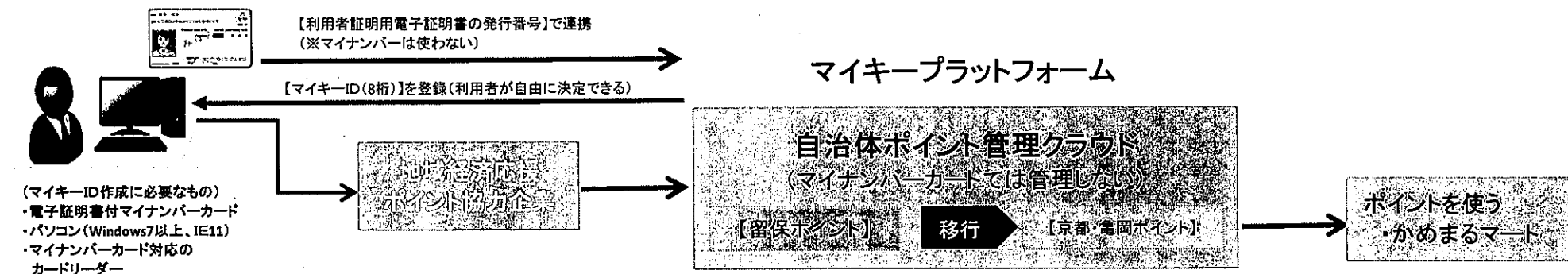
マイナンバーカードを活用した『京都・亀岡ポイント（自治体ポイント）』の利用について

＜自治体ポイントの仕組み＞

クレジットカード、航空会社等の12社が発行したポイントを利用者が指定した自治体などで利用できるようにする。



＜マイキーIDの作成・自治体ポイントへの交換・設定＞



＜ポイントをつかう＞

- ・応援ポイント協力企業の会員ホームページから自治体ポイント又は留保ポイントに交換する。
- ・かめまるマートにマイナンバーカードを持参し、自治体ポイントの利用を伝えてポイントで商品を購入する。

<マイキープラットフォームポータルサイト> URL: <https://id.mykey.soumu.go.jp>

【このサイトでできること】

- マイキーIDの作成
- 自治体ポイント残高や利用履歴の確認
- 自治体ポイント移行

(利用に必要なもの)

- ・パソコン等
- ・マイキーID、パスワード
- 又は
- ・マイナンバーカード、カードリーダー

(マイキーID作成に必要なもの)

- ・電子証明書付マイナンバーカード
- ・パソコン(Windows7以上、IE11)
- ・マイナンバーカード対応のカードリーダー

マイキープラットフォーム

マイナンバーカードでつくる豊かな暮らし

 **マイキープラットフォームおよび自治体ポイント管理クラウドで実現できること**
マイナンバーカードが1枚あれば、様々な利用カードとして活用でき、クレジットカードなどのポイントやマイレージを商店街での買物やオンラインでの地域の産物購入などに活用できるようになります。

 **個人でご利用の方**

既に登録済みの方

利用者マイページでは、自治体ポイント等の残高や利用履歴の確認、ポイント移行、各種設定情報の登録・確認・変更等ができます。

[操作説明書](#)

[利用者マイページへ >](#)

初めてご利用の方

マイキープラットフォームをご利用いただくには下記の手順を行ってください。

Step1 マイキーIDの作成・登録の準備作業

 マイキーIDの作成・登録には、「マイキーID作成・登録準備ソフト」が必要です。

[マイキーID作成・登録準備ソフトのダウンロード](#)

Step2 マイキーIDの作成・登録

 Step1完了後、利用希望者は、右のボタンから「マイキーIDの作成・登録」に進んでください。

[マイキーIDの作成・登録 >](#)

 **自治体・図書館・商店街の方**

自治体ポイント管理クラウドの活用

自治体ポイントを活用するには、自治体ポイント管理クラウドへログインしてください。

[自治体ポイント管理クラウドへ >](#)

マイキープラットフォーム等活用端末の登録

マイキープラットフォーム等に接続する端末の登録を行う場合は、マイキープラットフォーム等活用ソフトをダウンロードし、端末登録をしてください。

[操作説明書](#)

[マイキープラットフォーム等活用ソフトのダウンロード](#)

[自治体ポイントを利用できる店舗を確認する](#) [設定済自治体ポイント名一覧](#)

[お問合せ](#)

[利用規約](#)

<自治体ポイントナビ> URL: <https://www.point-navi.soumu.go.jp>

○自治体ポイントについて詳しくは、こちらのサイトで検索できます。